

川根本町 定住・移住促進住宅改修事業費補助金

を申請される皆様にお願ひです

この補助金の申請についてご検討いただきありがとうございます。お手数ですが、以下の注意点をご確認ください。

お手数おかけしますが、よろしくお願ひいたします。

- ・過去に「住宅リフォーム補助金（旧商工観光課）」や「住宅改修補助金（建設課）」をご利用されていた場合、それらの補助金の利用から10年が経過していない方は対象となりません。
- ・これら補助金を平成25年度までにご利用いただいていた方は対象となります。

※ただし前回利用から10年が経過していない住宅であっても、所有者が変更になった場合は対象となります。

※判断に迷う場合は、役場本庁経営戦略課定住・移住推進室（電話56-221）までご相談ください。よろしくお願ひいたします。